

日田市復旧・復興推進計画

平成 31 (2019) 年 3 月 改訂

日田市

はじめに

平成 29 年 7 月の九州北部豪雨では、7 月 5 日から断続的に降り続いた記録的な豪雨により、河川の氾濫や土砂崩れが市内各所で発生したほか、尊い人命が失われるなど甚大な被害を受けました。特に、小野地区や大鶴・夜明地区では大規模な土砂崩壊に伴い、住民が長期間にわたって孤立する事態となりました。

「平成 24 年 7 月九州北部豪雨」や「平成 28 年熊本地震」、「平成 29 年 7 月九州北部豪雨」といった大規模災害が相次ぐ本市では、次の災害がいつ起きるかといった不安を抱えており、まちづくりの観点からも「次の災害に備える」ことを前提とした災害に強いまちづくりが求められています。

このような中、「平成 29 年 7 月九州北部豪雨」からの復旧・復興を速やかに進めるため、平成 29（2017）年度から平成 33（2021）年度までの 5 年間の取組をまとめた『日田市復旧・復興推進計画』を策定します。

本計画では、今なお避難生活を続ける市民をはじめ、被災された方々の速やかな生活の再建に向けて施策を講じるとともに、次の災害に備えることを基本として、原形復旧にとどまらず防災機能を高める「改良復旧」に取り組むこととしました。

また、被災前に比べ、より防災機能を高める取組はもとより、自主防災組織の活動への支援や防災士の育成、避難所配置計画の見直し、避難所運営の見直しなど、防災体制の強化や見直しに取り組みます。

さらに、被災した地域においてコミュニティの衰退を招かないよう、安心安全に暮らせる環境づくりやこれまでになかった機能の付加、生産基盤の向上につながる「創造的復興」にも取り組みます。

計画の推進にあたっては、平成 30（2018）年度を「復興元年」と位置付けて本格的な復旧・復興を進めるとともに、今後の復旧・復興状況に応じて取組の見直しを随時行いながら、国や県と連携を図り、進めます。

(目次)

I	被災者への支援	1
1	暮らし・住宅再建の支援	1
2	医療・福祉・保健衛生	13
II	農林業・商工業等への支援	16
1	農林業の再建	16
2	商工業の支援	21
III	教育施設・文化財等の復旧・復興	23
1	学校施設・教育の復旧・復興	23
2	社会教育施設・文化財の復旧	24
IV	社会資本等の復旧・復興	26
1	道路・河川等の復旧	26
2	農地・農業用施設等の復旧	32
3	林地・林道等の復旧	34
4	その他施設の復旧	36
5	公共交通の復旧	38
6	内水対策	39
V	復旧・復興に係る人的支援・財政対策	40
1	人的支援	40
2	財政対策	42
VI	推進計画の期間と見直し及び進捗管理について	44
VII	今後の取組（再掲）	45

I 被災者への支援

1 暮らし・住宅再建の支援

(1) 緊急対応

① 災害救助法の適用

平成 29 年 7 月 5 日

② 災害派遣要請

- ・ 自衛隊（延べ 3,526 人）

平成 29 年 7 月 5 日～13 日

- ・ 緊急消防援助隊（4 県 453 隊 延べ 1,690 人）

平成 29 年 7 月 5 日～10 日

- ・ 大分県常備消防相互応援協定による部隊（1 局 2 本部 8 隊 延べ 40 人）

平成 29 年 7 月 5 日～6 日

- ・ 広域緊急援助隊（警察）（6 県 延べ 410 人）

平成 29 年 7 月 5 日～10 日

※各航空部隊を除く。

③ 指定避難所の設置（避難者数の最大値及びその際の指定避難所数）

- ・ 指定避難所

開設期間：平成 29 年 7 月 5 日～8 月 31 日

開設数：42 箇所

避難者数：954 人

- ・ 福祉避難所

開設期間：平成 29 年 7 月 8 日～7 月 25 日

開設数：3 箇所

避難者数：4 人

④ 災害ボランティア等による支援

○ 居住空間の確保を目的とした復旧活動

被災直後の被災住宅の居住空間を確保するため、日田市社会福祉協議会がボランティアセンターを開設し、泥出しや家具移動などの復旧活動に従事するボランティアを派遣する業務を支援する。

○被災者の多様なニーズに対応するための支援活動

被災から生活を再建するための被災者の多様なニーズに対応するため、NPO等の市民団体が中心となって設置されるボランティアセンターと支援活動に取り組むボランティアを支援する。

⑤災害救助法に基づく現物給付

全半壊、流失、床上浸水等により、生活上必要な寝具等の生活必需品を喪失又は、毀損し、直ちに日常生活を営むことが困難な方へ、速やかに生活必需品を給付。

⑥災害救援物資の受入

- ・被災直後から中城体育館を拠点として、企業・団体・個人等からの救援物資を受け入れるとともに、食事の提供や緊急を要する物資の購入など、避難生活における生活必需品等の需要に対応。
- ・道路の被災により孤立した集落には、自衛隊の協力を得て、ヘリコプターを利用した物資を提供。

⑦住宅の応急修理

住宅が半壊又は大規模半壊した世帯に対し、被災した住宅の日常生活に必要な最低限度の部分を市が業者に依頼し、応急的に修理。

⑧災害救助法に基づく障害物除去

- ・住宅等に流入した土砂等の撤去（市単独事業分を除く）
災害によって、土砂等の障害物が住宅又はその周辺に運び込まれ、日常生活を営むのに支障をきたしている者で、半壊又は床上浸水した住家が対象。
- ・合併処理浄化槽等に流入した土砂撤去（市単独事業分を除く）
災害によって、土砂等の障害物が合併処理浄化槽等に流入した半壊又は床上浸水した住家が対象。

⑨日赤災害救援物資

火災や風水害等による住家の全焼、全壊、流出等の被災者救援のため、迅速に災害救援物資を支給。

(2)被災者の生活再建に向けた支援

①災害弔慰金等の支給

○災害弔慰金の支給

- ・災害により死亡された方の遺族に対して、災害弔慰金を支給。

(財源：国1/2、県1/4、市1/4)

区分		災害弔慰金の額
第3条第1号に規定する災害	その死亡者が死亡当時においてその死亡に関し災害弔慰金を受けることができることとなる者の生計を主として維持していた場合	500万円
	その他の場合	250万円

※上表は、「災害弔慰金の支給等に関する法律」に基づく場合

○消防賞じゅつ金の支給

- ・日田市消防団員等公務災害補償条例に規定する非常勤消防団員及び消防作業従事者が、消防業務に従事するに当たって一身の危険を顧みることなく、その職務を遂行したことにより、死亡し、又は重度障害となった場合で、市政功労者又は善行者の表彰を授与された場合において、賞じゅつ金を付与。

②災害障害見舞金の支給

- ・災害により重度の障害を受けた方に対して、災害障害見舞金を支給。

区分		災害障害見舞金の額
第3条第1号に規定する災害	当該障害者が災害により負傷し、又は疾病にかかった当時においてその属する世帯の生計を主として維持していた場合	250万円
	その他の場合	125万円

※上表は、「災害弔慰金の支給等に関する法律」に基づく場合

③災害援護資金の貸付

「災害弔慰金の支給等に関する法律」に基づき、負傷又は住居、家財に被害を受けた世帯主に対し、生活の立て直しに資する資金を貸付。

(貸付原資負担：国2/3 県1/3)

- ・貸付限度額 ※次表を参照

a) 療養に要する期間がおおむね1月以上である世帯主の負傷があり、かつ、次のいずれかに該当

	被害の程度	貸付額
ア	家財についての被害金額がその家財の価額のおおむね3分の1以上である損害(以下「家財の損害」という。)及び住居の損害がない場合	150万円
イ	家財の損害があり、かつ、住居の損害がない場合	250万円
ウ	住居が半壊した場合	270万円
エ	住居が全壊した場合	350万円

b) 世帯主の負傷がなく、かつ、次のいずれかに該当

	被害の程度	貸付額
ア	家財についての被害金額がその家財の価額のおおむね 3 分の 1 以上である損害(以下「家財の損害」という。)及び住居の損害がない場合	150 万円
イ	家財の損害があり、かつ、住居の損害がない場合	170 万円
ウ	住居が半壊した場合	250 万円
エ	住居が全壊した場合	350 万円

a 表のウ又は b 表のイ若しくはウにおいて、被災した住居を建て直すに際しその住居の残存部分を取り壊さざるを得ない場合等特別の事情がある場合には、「270 万円」は「350 万円」、「170 万円」は「250 万円」、「250 万円」は「350 万円」と読み替える。

・ 償還期間

災害援護資金の償還期間は、10年とし、据置期間はそのうち3年。

・ 利率

保証人を立てる場合は、無利子。

保証人を立てない場合は、据置期間中は無利子とし、据置期間経過後の利率は、延滞の場合を除き年 3%以内で規則で定める率（現行 1.5%）。

④災害援護資金貸付金利子補給

災害援護資金の貸付を受けた方が行う利子の償還に対し、償還した利子全額に利子補給金を交付。

※平成 24 年災害時貸付者の平成 29 年 7 月 5 日以降償還分も対象とする

(3)被災住宅の再建に向けての支援

①被災者生活再建支援制度による支援金（国の制度）

適用条件：10世帯以上の住宅全壊被害が発生した自然災害

被災者生活再建支援法の決定：平成29年7月12日

支援対象者：住宅が全壊、大規模半壊した世帯

支援内容：住宅の被害程度、再建方法に応じた支援金の給付

	給付額			
	基礎支援金	加算支援金		合計額
全壊 (大規模半壊)	100万円 (50万円)	建設・購入	200万円	300万円 (250万円)
		補修	100万円	200万円 (150万円)
		賃借	50万円	150万円 (100万円)

※世帯人数が1人（一人暮らし）の場合は、上記額の3/4

※（ ）内は大規模半壊世帯の場合の支給額

②大分県災害被災者住宅再建支援制度による支援金（県の制度）

適用条件：被害が発生した市町村を含む地域に対して、大分地方気象台が気象業務法上の警報を発表した際などに発生した自然災害

支援対象者：住宅が全壊、半壊、床上浸水した世帯

（日田市に引き続き居住する世帯が対象、国制度の支援対象者は除く）

支援内容：住宅の被害程度、再建方法に応じた支援金の給付（県1/2 市1/2）

	給付額			
	基礎支援金	加算支援金		合計額
全 壊	100万円	建設・購入	200万円	300万円
		補修	100万円	200万円
		賃借	50万円	150万円
半 壊	50万円	建設・購入・補修	80万円	130万円
		賃借	50万円	100万円
床上浸水	5万円	—	—	5万円

※世帯人数が1人（一人暮らし）の場合は、上記額の3/4

③災害支援金等に関する支援の拡充

全国市長会を通じて被災者生活再建支援金の対象となる自然災害規模を「半壊・一部損壊」及び「床上浸水」等の世帯にも対象を拡大するなど財政措置の充実を図るよう国に要請する。

④り災証明の発行

り災証明の申請については、平成 29 年 7 月 8 日から市役所税務課を始め、市民課、各振興センター、各振興局及び避難所で受付を開始。（小野振興センターについては各避難所に対応）

⑤原材料等の支給による住宅や店舗等の復旧支援

○「木づかい促進事業」の拡充

日田材を使用した住宅の建て替えや修繕、店舗等の修繕に日田材又は日田家具と交換できるポイントを、通常の補助内容を拡充し支給する。

支給の条件：1) 木材使用料のおおむね 80%（15 m³以上）以上を使用する木造軸組工法等の住宅の建て替え

2) 5 万円以上の日田材を使った住宅又は店舗等の修繕

その他、条件有り。

支給の内容：建替 最大 45 万円分の日田材又は日田家具ポイント

修繕 最大 20 万円分の日田材又は日田家具ポイント

⑥住宅等に流入した土砂撤去に対する支援（市単独事業）

今回の豪雨等により住宅等に流入した土砂を撤去。

対象者：今回の豪雨等により被災し、り災証明書の交付を受けた者

⑦浄化槽等に対する補助

○浄化槽設置整備事業補助金

設置から 10 年を経過しない設備の再整備も対象に加えるなど補助要件を緩和した上で、被災住宅への浄化槽の設置を支援する。

対象者：今回の豪雨等により被災し、り災証明書の交付を受けた者

補助額：日田市浄化槽設置整備補助金交付要綱に準じる

○合併処理浄化槽等に流入した土砂の撤去（市単独事業）

今回の豪雨等により合併処理浄化槽等に流入した土砂を撤去

対象者：今回の豪雨等により被災し、り災証明書の交付を受けた者

⑧被災した家屋等の解体・撤去に対する補助

○被災家屋等解体・撤去支援事業補助金

半壊以上の被災家屋に係る廃棄物の処理に対して助成する。

補助対象

		全 壊	大規模半壊	半 壊
解体費	住 家	●	●	×
	非住家	●	×	×
運搬費	住 家	●	●	●
	非住家	●	●	●
処分費	住 家	●	●	●
	非住家	●	●	●

「●」：日田市助成 網掛け：国庫補助対象

補助額：所有者が支出した解体・運搬・処分にかかる額と、市が別に定める標準単価に基づき積算した額のいずれか低い額を上限とする。

※解体・運搬・処分については、所有者と業者が直接契約し、支払後に申請により償還払

(4) 被災者の応急的な住宅などへの受入支援と継続的支援

①被災者への借上型応急仮設住宅（みなし仮設住宅）の提供

住宅が全壊又は流出、大規模半壊した被災者へ、市が民間賃貸住宅を借り上げ、応急的に住宅を提供。

入居期間 2年間

②被災者への借上型応急賃貸住宅（市独自制度）の提供

・住宅が半壊又は床上浸水などの被災者へ、市が民間賃貸住宅を借り上げ、応急的に住宅を提供。（県1/2、日田市1/2）

入居期間 3か月（ただし更新により、最長6か月まで入居可）

・6か月を超えても住宅に戻ることが困難な被災者に限り、入居期間を借上型仮設住宅（みなし仮設住宅）と同じ2年間に延長する。

③被災者への市営住宅などの公共施設の提供

・住家被災の被災者に市営住宅などの空き部屋を応急的に提供。

入居期間 原則6か月（更新可：最長1～2年）

※住宅使用料・敷金・連帯保証人は免除

・借上型応急仮設住宅や借上型応急賃貸住宅、市営住宅などの公共施設に入居されている被災者で、入居期間後に市営・県営住宅への入居を希望する入居基準を満たす被災者には、市営・県営住宅への特定入居を支援。

④被災者への避難所としての旅館、ホテル宿泊の提供

○被災者の健康被害の未然防止等を目的として、日田市内の旅館及びホテルを二次避難所として提供。

※大分県生活衛生同業組合連絡協議会との協定による

対象者：自宅が被災し、避難所で生活されている要介護・要支援認定者、障がい者、妊産婦・乳幼児及びその他健康面など特に配慮を要する方と、その介助者

対象期間：平成 29 年 7 月 24 日～公営住宅等への入居が確定するまでの間

宿泊費用：国と県で負担（避難者負担無し）

⑤三世代同居世帯リフォーム支援事業

・18 歳未満の子どもを含む三世代同居世帯のリフォーム（二世帯住宅化）工事費に対して助成する。

(5)被災者への地域内移転等の支援

被災地区の住民の中には、住み慣れた地域の中で引き続き暮らしていきたいという希望もあることから、低廉な家賃となる市営住宅の建設や住宅分譲地の造成などにより地域内移転の支援を行うため、地域住民と意見交換を行いながら検討する。

○地域内移転事業の対象者（予定）

- ・大鶴、夜明地区及び小野地区に居住し、全壊や大規模半壊などの住宅被害を受けた被災者で、事業実施を希望する方
- ・被災は受けていないが、現在の住宅の場所に不安を抱いている方で、転居を希望する方

○市営住宅の建設及び住宅分譲地の造成候補地

大鶴・夜明地区：夜明公民館付近に市営住宅（3 戸分）を建設

小野地区：未定

○応急的な住宅入居者への入居期間の延長支援

借上型応急賃貸住宅などに入居し、検討中の地域内移転事業を希望する方を対象に、移転先の住宅確保ができるまでの間、入居期間を延長する支援を行う。

○小野地区地質調査の実施

小野地区の住宅再建を進めるにあたり、住民が不安視する大規模土砂崩落箇所から小野小学校までの山腹の安全について現地調査や地質調査を実施する。

○その他

住宅を独自に再建する方への支援についても、検討する。

(6) 水道施設の復旧

① 応急復旧、本復旧

○ 椰野給水施設本復旧

災害復旧事業は、平成 29 年 12 月中旬までに災害査定を終了し、工事に着手する。

○ 小規模給水施設の復旧への支援（水道未普及地域整備補助事業）

100 万円以上の小規模給水工事について、1/2 を補助する。

(7) 下水道施設の復旧

① 応急復旧、本復旧

○ 大明地区農業集落排水施設本復旧

災害復旧事業は、平成 29 年 12 月末までに災害査定を終了し、平成 30（2018）年度から工事に着手する。

(8) 税金、使用料・手数料等の減免

① 市税の減免（市県民税、固定資産税、国民健康保険税）

一定の要件を満たす被災者に対し、市税の軽減・減免や納税の猶予を行う。

② 国民健康保険の一部負担金の減額、免除及び徴収猶予

一定の要件を満たす被災者に対し、国民健康保険の一部負担金の減額、免除及び徴収猶予を行う。

③ 保育料の減免

日田市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の利用者負担額減免取扱要綱に基づき、被災児童の保育料の減免を実施。

減免申請件数：10 世帯 13 人の児童

減免期間：平成 29 年 7 月分～12 月分

④ 後期高齢者医療保険料の減免等及び一部負担金の支払の減額、免除

一定の要件を満たす被災者に対し、後期高齢者医療保険料の徴収猶予や減免及び一部負担金の減額、免除及び徴収猶予を行う。

⑤ 介護保険料の減免

一定の要件を満たす被災者に対し、介護保険料の軽減・免除や納入の猶予を行う。

⑥介護サービス等の利用料の軽減

今回の豪雨等により、要介護等認定者又はその属する世帯の生計を主として維持する人が、以下に該当する場合、介護サービス等の利用料（自己負担額）の減額又は免除を行う。

- ・り災証明書の損壊の程度が、全壊、大規模半壊、半壊であること
- ・申請が災害の発生の日から1年以内に行われていること
- ・世帯員全員の前年合計所得金額が300万円以下であること

適用期間：申請を提出した日の属する月の翌日から起算して12か月

⑦水郷テレビ使用料の減免

減免期間：平成29年7月5日からサービスを再び利用する日まで

対象者：1) 水郷テレビ加入者の家屋等が半壊、半焼又は床上浸水以上の被害を受け、サービスを利用できない世帯

2) 水郷テレビ区域外に居住し、居住している家屋が半壊、半焼又は床上浸水以上の被害を受けた世帯で、水郷テレビ区域内に転居し、水郷テレビに新たに加入する世帯

3) 道路、電力、通信等のライフラインの被災により、サービスを利用できない世帯

減免内容：1) 使用料：サービスを受けていなかった期間を日割り減額

2) 引込工事費免除

3) 加入金免除

申請期間：平成30（2018）年3月31日まで

⑧上下水道料金等の減免

・住宅等の清掃用に使用した場合における市内全域の上下水道利用者の平成29年7月及び8月の使用料金の減免。

・全壊、大規模半壊となった世帯の平成29年7月分の上下水道料金の減免。（全額）

・床上浸水等で一時的に応急仮設住宅、応急賃貸住宅、市営住宅等に入居する場合に上下水道料金及び開閉栓手数料の全額免除を一時入居終了（最長1年）まで実施。

⑨し尿処理手数料の減免

対象者：今回の豪雨等により便槽に水が浸入し、くみ取りの必要が生じた方

減免額：浸水後、初回のし尿処理手数料を全額免除

⑩災害廃棄物処理手数料の免除

今回の豪雨等により発生した災害廃棄物を清掃センターへ搬入する際の処理手数料を全額免除

※搬入時に、罹災証明の提示が必要。

⑪その他使用料・手数料の減免

対象者：今回の豪雨等により家屋や店舗等が被災し、り災証明書の交付を受けた者等

(9)義援金等の募集、配分

①義援金等の受付

平成 29 年 7 月 9 日 募集・受付開始

②日田市災害義援金等配分委員会による配分

配分対象：人的被害、住家（持ち家、借家等）が床上浸水以上の被害を受けた世帯主、非住家（工場、事務所等）が床上浸水以上の被害を受けた事業主、災害ボランティア団体、共有施設の復旧事業費（自治会負担分）

③ふるさと納税（災害復旧支援分）

平成 29 年 7 月 8 日 ふるさとチョイス・復興支援（災害フォーム）により受付開始

(10)次に備える防災体制の強化・見直し

①災害応急体制の検証

住民への災害情報の伝達や自主防災組織の活動、孤立地域への対応、避難所の運営やボランティア活動などを検証し、地域防災計画に反映するとともに、国、県等と連携し防災情報の収集体制の充実に努めることで次の災害に備える。

②自主防災組織の活動への支援

○防災士の育成

地域防災のリーダー的役割を担う防災士は平成 29 年 12 月末現在 437 人であり、引き続き毎年 50 人、新たに養成することを目標とするとともに、防災士同士の横の連携を図る組織づくりの取組やフォローアップ研修により、防災士の能力の向上に努める。

○自主防災組織への支援

モデルとなる自主防災組織を指定し、防災力向上に向けた活動を支援することにより、自主防災組織の育成・充実・強化を図り、これを市内全域の自主防災組織に広めていく。さらに、孤立が予想される地域については、地域住民、消防、警察、自衛隊等の関係機関を含め、災害時に備えた想定図上訓練等を実施する。

○防災訓練の充実と防災意識向上の取組

防災訓練は、地域の防災力の強化や市民の防災思想の高揚につながる重要なものであり、自主防災組織や防災士等と連携し、地域の実情に合わせた被害の想定や避難方法など、訓練内容の充実を図る取組を行い、広く市民の参加を促すことで、防災に対する意識向上を図っていく。

③避難所配置計画の見直し

地域において、まず自分の身を守るために、一時的に避難する「自主避難所」、災害の危険性がある避難者が一定期間滞在する「指定避難所」の位置付けを明確にし、災害の種類ごとの安全性を確認することとし、被災を受けた地域を優先的に、その配置等について見直しを行う。

また、避難所の運営については、自主防災組織の協力が欠かせないことから、運営に関する講習会等の実施について支援を行う。

ハザードマップについては、すでに公表されている国の新たな浸水想定や、現在調査が行われている県河川の新たな浸水区域や土砂災害警戒区域の調査結果を踏まえるとともに、市で行っている避難所の見直し等と合わせ、国や県等の関係機関と連携して作成する。

④災害時応援協力協定等の強化

平成 29 年 12 月末現在 16 の民間団体と物資の供給や施設の復旧等について協定を締結している。また、国や自治体については、職員派遣や物資供給等の相互応援協定を締結している。

今後も、迅速かつ円滑な災害応急対策のための事前の措置として、市内関係業界、民間団体等、広く関係機関との応援協力協定の締結を推進する。

⑤災害情報の新たな周知方法の検討

新たな同報無線システムなどを活用し、多様な災害情報の周知方法を検討する。

⑥被災地域のコミュニティづくり

集落支援員や地域おこし協力隊員を配置し、被災者のケアとあわせてコミュニティづくりを支援することによって、お互いが支え合う連帯感の醸成を図る。

⑦災害ボランティアのネットワークづくり

災害時に被災者へのボランティア支援活動を行おうとする市内の関係機関や団体が、災害時における役割や支援体制等について日ごろから連携強化を図ることを目的として、設立する「日田市災害ボランティアネットワーク連絡協議会」との連携を図る。

⑧民間ボランティア団体等の活動支援

民間のボランティアセンター等との連携協力を図りながら、必要に応じて活動拠点の提供や物資の支援など、復旧活動のサポートを行う。

⑨振興局設備の災害対策強化

河川氾濫や停電時においても業務継続が可能となるよう、以下の対策を行う。

- ・本庁舎が被災した場合の代替施設となる天瀬振興局において、自家発電設備及び高圧受電設備並びに情報通信基盤 2 次拠点施設の整備を行う。
- ・なお、大山振興局については、既に業務継続が可能な自家発電設備を整備済み。
- ・前津江、中津江、上津江各振興局においては、移動式発電機を購入する。

2 医療・福祉・保健衛生

(1) 緊急対応

①避難所、被災地域への医療救護活動（平成 29 年 7 月 6 日～7 月 21 日）

大分県の派遣調整による、日田市医師会や大分大学医学部附属病院救護班、日赤救護班、災害派遣医療チーム（DMAT）、災害派遣精神医療チーム（DPAT）、災害リハビリテーション支援チーム（JRAT）、災害支援看護師、大分県薬剤師会等専門家チームによる避難所や被災地区での医療救護活動の実施。

②避難所における保健衛生活動（平成 29 年 7 月 6 日～7 月 28 日）

大分県及び県内市町村保健師、栄養士の派遣による支援を受け、健康管理、感染症予防、食品管理等のため、避難所の巡回相談を実施。

③被災時における日赤奉仕活動

避難所や被災地区での奉仕活動において、日田市赤十字奉仕団や日田アマチュア無線赤十字奉仕団と連携を図る。

(2) 被災者の健康管理

大分県西部保健所、地域包括支援センター、自治会等と連携し、被災地域の方の健康管理のために、住民宅への訪問活動等を実施。今後も引き続き実施。

○被災地区の被災者への訪問

被災した地区の方々の自宅に訪問し、健康相談の実施

○市営住宅など公共施設や、市が借り上げた賃貸住宅等への訪問

転居先に訪問し、健康相談の実施

○被災地区における健康教室の開催

被災地域の方を対象に、心のケア等の健康教室を開催

(3) 被災地の防疫活動

○感染症を防止するために被災地の消毒を実施

○市民への消石灰・消毒液の無料配布

平成 29 年 7 月 7 日からウェルピア、小野・大鶴・東有田・夜明各振興センターで開始。

(4) 施設等の復旧

① こども園・保育園の復旧

○ 児童、職員の安否確認と園舎の被災状況の確認

豪雨翌日の6日に、市内全施設の児童、職員の安全を確認。

白毫こども園では、送迎道路が通行不可となり、保護者が迎えに行けないため、9人の園児が保育士と共に園で一夜を過ごし、翌日には園児全員が自宅に戻る。

○ 認定こども園、保育園（園舎等）の被災状況

一部床下浸水：月隈こども園、みのり保育園、朝日こども園

一部床上浸水：夜明にこここ保育園

送迎道路の通行不可：白毫こども園、小野保育園

○ 復旧状況

・ 一部床下浸水施設（月隈こども園、みのり保育園、朝日こども園）

専門業者及び職員により水抜きや清掃を行い、被災した2日後には保育を再開。

・ 一部床上浸水施設（夜明にこここ保育園）

床板の張替えや清掃・消毒を実施した。その期間は近隣の公民館、児童館、区内小学校を借用。平成29年8月24日に自園での保育を再開。

・ 送迎道路の通行不可施設（白毫こども園、小野保育園）

白毫こども園は、被災した翌日には道路が通行可能となり休園は1日だけで保育を再開。

小野保育園は、主な送迎道路となる県道が通行不可となり、また仮復旧にかなり時間を要した事から、公立こども園の一部で保育を行った。平成29年8月2日から自園にて保育を再開。

○ 被災した園児への支援

・ 心のケア

被災した夜明にこここ保育園、白毫こども園、小野保育園に中津児童相談所より児童心理士3人が訪問。

(5) 災害に備えた支援体制の確立

① 高齢者等見守り支援

災害時要援護者登録台帳を活用し、自治会や民生委員などによる災害発生時の円滑かつ迅速な要配慮者把握・支援活動につなげる。また、緊急医療情報キットの配備により緊急時の安心・安全の確保を図る。

② 福祉避難所用備蓄物資等の配備

災害時の福祉避難所の体制強化を図るため、福祉避難所協定施設及び指定避難所の中に設ける福祉避難スペース用備蓄物資の配備を行う。

③福祉施設の相互支援

被災した施設が復旧するまでの間、他の施設が被災施設の高齢者や障がい者を受け入れるなどの相互支援を図る。

④教育・保育施設の相互支援

被災した施設が復旧するまでの間、他の施設が被災園の園児を預かるなどの相互支援を図る。

⑤指定避難所備蓄物等の整備

災害に備え、指定避難所用の物品の備蓄数を維持するため、避難者用毛布等を購入する。

⑥日田市医師会との医療救護活動の連携

指定避難所等での救護活動を行うため、日田市医師会と医療救護活動に関する協定を締結する。

Ⅱ 農林業・商工業等への支援

1 農林業の再建

(1) 農業者への再建支援

① 相談窓口の設置

農業関連の復旧を継続的に支援していくために、市・県・農業委員会・農協等の関係機関に相談窓口を設置。

② 金融支援、共済制度等

○資金の円滑な融通及び既借入資金の償還を猶予（県から関係金融機関に通知）

資金の円滑な融通及び既借入資金に対して、償還を猶予等する。

対象者：平成 29 年 6 月 30 日からの梅雨前線に伴う大雨による被災農林業者等

○大分県特定災害対策緊急資金の発動

農業近代化資金等を借入れする場合、被災程度に応じ貸付利率を 0%～0.3%となるよう上乗せ利子補給を実施する。

（激甚災害指定に伴い、償還期間の範囲内で最大 7 年）

対象者：り災証明を受けた農林業者等

○被災農業者特別利子助成事業等（国の制度）

農業近代化資金等を借入れする場合、実質無利子となるよう利子相当額を助成する。

（貸付から 5 年（近代化資金の場合保証料も免除））

対象者：り災証明を受けた農業者等

○大分県特定災害対策緊急資金に係る保証料の軽減措置

農業信用基金協会保証料の保証料率を 0.35%から 0.2%に軽減する。

対象者：り災証明を受けた農業者等で、農業制度資金（農業近代化資金）を借り入れ、かつ、保証料を全期間一括前払いした者

○既借入制度資金の償還困難者の借換え措置

農業経営緊急対策アシスト資金を対象に当該年度の約定償還元金のみ長期資金への借換えを可能にする。

対象者：り災証明を受けた農業者等で、災害により農業経営基盤強化資金（協会保証付）、農業近代化資金（協会保証付）、農業改良資金及び就農支援資金（就農施設等資金に限る。）に係る災害発生年度の償還に支障が生じており、借換えが可能な者

○被災新規就業者への「農業次世代人材投資事業」による支援の継続
被災により農業経営ができなかった場合においても、運用により資金を継続して交付する。

対象者：農業次世代人材投資事業経営開始型交付対象者

○被災農地（農地中間管理事業を活用した借入農地）の賃借料支援
大分県農地中間管理機構が農地中間管理権を有する農用地等に対して、賃借料を減免する。

対象者：賃貸借権が設定された農用地等を大分県農地中間管理機構に貸し付けた農業者等

○農業共済制度の活用

農作物共済（水稻）：基準収量の5～9割を補償

園芸施設共済（ハウス）：共済価額の6～8割を補償

③被災農家の負担軽減

○園芸産地緊急支援事業

表土流出（梨等）や農業用水の断絶（施設園芸）等の被害を受けた園芸産地の生産力の早期回復を図るため、客土、堆肥、農業用水確保などに要する経費を助成する。

対象者：3戸以上の営農集団、農業協同組合等

補助率：2/3（県1/3、市1/3）

○農業施設等復旧支援事業

農業用ハウス等の再建・修繕及び撤去、梨（大苗育苗施設・棚）、農業用機械などの再建等に要する経費を助成する。

・国庫活用間接型（融資主体補助型経営体育成支援事業）

対象者：人・農地プランに位置付けられた中心経営体

補助率：5/6（国1/6、県2/6、市2/6）

・県単活用型（営農再開支援対策）

対象者：被災した農業者等

補助率：2/3（県1/3、市1/3）

・国庫活用直採型（平成29年梅雨期豪雨対応産地緊急支援事業）

対象者：農業者の組織する団体（農業協同組合等）

補助率：大苗育苗施設の資材費及び野菜等生産資材の調達費5/6

（国3/6、県1/6、市1/6）

大苗育苗施設建て込み費2/3

（県1/3、市1/3）

大苗育苗施設：東有田地区（1,000本）、小野地区（800本）

○産直野菜増産ミニハウス等導入事業の拡充

パイプハウス等の導入にかかる資材の調達費に対して助成し、産直野菜の生産量の拡大と品質向上に取り組む。被災農家が行うものについては、建て込み費用を含めた助成を行う。

対象者：産直野菜栽培に取り組む農家で組織した部会又は個人農家

補助率：2/3（市2/3）

○被災園芸ハウスの撤去・処分（環境省災害等廃棄物処理事業費補助金）

農地復旧後でないとは再建できず、農業関連の復旧事業の活用ができない被災農業用ハウスの撤去・収集運搬・処分について市で実施する。

○新たな梨団地整備（リース団地）

大苗・流線形仕立て等（早期成園化と低作業化が図れる仕立て）の技術を活用したリース方式による新規梨園地の整備に向け梨部会全体で議論を進める。

○園芸ハウスのリース団地化

初期投資が不要となる園芸ハウスのリース団地（共同利用型）の整備について、今後地元と議論を進める。

○畜産農家への支援

畜舎・機械整備や家畜導入等に要する経費を助成する。

対象者：被災畜産農家

補助率：梅雨期豪雨緊急支援対策事業等5/6（国1/6、県2/6、市2/6）

県単事業2/3（県1/3、市1/3）

④被災農地における大区画化、水田の畑地化等の生産基盤の強化に向けた取組

大区画化により生産性向上が期待できる被災農地では、周辺の農地と一体的に行う基盤整備事業の実施とあわせて、水田の畑地化や新たな園芸リース団地の整備の検討を行い、生産基盤の強化に向けて関係者との協議を進める。その際、集落営農組織等へ農地を集積することで、経営の効率化や事業に伴う農家負担の軽減を図る。

大肥地区：県営経営体育成基盤整備事業

小野地区：中山間地域総合整備事業（日田地区2期）

⑤有害鳥獣侵入防止柵の復旧

○侵入防止柵の再整備に要する資材費の助成（国の制度）

国制度で設置した侵入防止柵の本復旧に要する資材費を助成する。

対象者：平成29年7月九州北部豪雨で被災した国制度で設置した侵入防止柵を復旧する農林事業者

補助率：10/10

- 侵入防止柵の本復旧に要する資材費の助成（国の制度で採択されない復旧）
侵入防止柵の本復旧に要する資材費の助成に加え、本復旧までに応急措置が必要なものについて仮復旧に要する資材費を助成する。
対象者：平成 29 年 7 月九州北部豪雨で被災した侵入防止柵を復旧する農林事業者
補助率：9/10 以上（県 4.5/10、市町村 4.5/10 以上）

⑥直売所施設の復旧への支援

- 大鶴地区直売所施設「沙羅」の復旧支援
にぎわいの場を創出し、地区の活性化のために重要な役割を果たしている直売所について、施設や冷蔵庫など設備等の復旧を支援する。

⑦新たな直売所施設の整備

- 地域コミュニティの活力を維持し、新たな雇用を創出するため、まちづくりの拠点となる新たな直売所施設の整備について検討し、地域の関係者等と協議を進める。

⑧農業体験交流施設の整備

- 大鶴・夜明地区の農業、観光の拠点となる農業体験交流館の整備を行う農業法人に対して、その一部を補助することで、地域内連携による農業力の向上及び観光・産業力の向上を図る。

(2) 林業者への再建支援

①相談窓口の設置

- 事業継続を支援するための相談窓口を大分県西部振興局に設置。

②金融支援等

- 大分県特定災害対策緊急資金の発動

指定地域：日田市、中津市、竹田市、豊後大野市、玖珠町

- 林業・木材産業改善資金の活用

対象者：林業従事者、木材製造業等を営む者

融資限度額：1 億円

融資期間：10 年以内

融資利率：無利子

- 木材産業等高度化推進資金(運転資金)の活用

対象者：林業経営者、木材製業者等で、合理化計画又は林業経営改善計画認定者

融資限度額：1 億円

融資期間：1 年以内

融資利率：1.5%

○木材業経営安定資金の活用

対象者：大分県木材協同組合連合会員

融資限度額：1億円

融資期間：1年以内

融資利率：1.675%

○乾しいたけ生産安定資金の活用

対象者：大分県椎茸農協組合員

融資限度額：200万円

融資期間：1年半以内

融資利率：0.21%

③被災林業者・木材産業事業者及び特用林産物生産者の負担軽減

○木材加工流通施設、林業機械の復旧・整備への助成

製材所の復旧等に要する経費について助成する。

対象者：平成29年7月九州北部豪雨で被災した製材所

補助率：5/6（国3/6、県1/6、市1/6）

○しいたけ等の生産施設の復旧・整備への助成

しいたけ生産施設やほだ木、ほだ場の復旧等に要する経費について助成する。

対象者：平成29年7月九州北部豪雨で被災したしいたけ生産者

補助率：5/6（国3/6、県1/6、市1/6）

○林業用機械等の復旧・整備への助成

林業用機械等の復旧等に要する経費について助成する。

対象者：平成29年7月九州北部豪雨で被災した林業従事者、森林所有者

又は林業事業者

補助率：1/2（市1/2）

(3) 農林業の元気・底力の情報発信

①復興フェアの開催

農林業者の復興を後押しするため復興フェアを開催し、情報発信を実施。

2 商工業の支援

(1) 中小企業への支援

①相談窓口の設置

被災された中小企業者、小規模事業者への災害復旧融資等の相談窓口の設置
(日田商工会議所、日田地区商工会、日田市ビジネスサポートセンター等)

②金融支援

○大分県地域産業振興資金「災害復旧融資（特別融資）」

被災した中小企業者の事業復旧等に係る県制度資金の融資を適用する。

○大分県チャレンジ中小企業応援資金（新事業展開融資）

風評被害対策等に取り組む中小企業者を融資対象者に追加する。

○政府系金融機関による融資（災害復旧貸付）

日本政策金融公庫や商工組合中央金庫が実施する災害復旧貸付を活用する。

○セーフティネット保証4号の適用

一般保証とは別枠の限度額で融資額の100%を保証するセーフティネット保証4号を適用する。

③早期の売上回復に向けた支援

○被災地域の小規模事業者への事業持続化支援(事業用資産(製造機器等)の復旧経費、商談会出展等販路確保対策)

④国（中小企業庁）の支援措置

○小規模事業者持続化補助金の被災地枠の設定

日田市：補助上限50万円

○商店街支援補助金（商店街の共有ハード施設復旧）の被災地枠の設定

日田市：補助上限500万円

(2) 観光産業の復活への支援

①情報発信

日田市フェイスブック等のSNSや日田市観光協会ホームページ等と連携して、正確な情報発信とともに日田の元気な観光情報の発信や正確なアクセス情報の発信。

国内、海外にて情報発信力のある有料媒体の活用

関東、関西方面のテレビ・雑誌を誘致するメディアインセンティブ

大分県やツーリズムおおいた等と連携した正確な観光情報の発信

②キャンペーン

- ・東京・大阪・福岡での観光キャンペーン等を活用した情報発信
- ・日田市観光協会等の団体が実施する情報発信やキャンペーン、イベント等に対する支援

③誘客対策

- ・福岡や関東・関西のテレビやラジオ、新聞社などのメディアに対するアクセス情報等の正確な発信と観光情報PR
- ・旅行会社等のエージェントに対するアクセス情報等の正確な発信と商品造成依頼

Ⅲ 教育施設・文化財等の復旧・復興

1 学校施設・教育の復旧・復興

(1) 学校施設の復旧等

○小野小学校の復旧等

- ・校舎、屋内運動場の床下浸水被害の復旧及び施設、グラウンド周辺へ流入した土砂の撤去
- ・敷地の周辺に浸水対策のコンクリート擁壁の設置

○大明小中学校の復旧

グラウンドへ流入した土砂、ごみの撤去

○戸山中学校の復旧

- ・小野小学校を受け入れるため、特別教室にエアコンを設置
- ・小野小学校を当分の間、戸山中学校で継続することから、間仕切り壁や黒板を設置、職員室と保健室等の確保、遊具を設置

(2) 学校教育の対応

小野小学校については、道路や周辺の復旧状況等を考慮し、しばらくの間、戸山中学校において教育活動を行う。小野小学校での教育活動の再開については、保護者や地域の方々の意見も聞きながら慎重に判断していく。

(3) 被災した児童・生徒等への支援

①心のケア

○被災した学校への臨床心理士やスクールカウンセラーの派遣

○「健康アンケート」実施により児童生徒の実態把握

対象：市内全小中学校（小学校 18 校、中学校 12 校）

期間：平成 29 年 9 月 11 日から 9 月 22 日の間でアンケート実施

※アンケート結果や担任の観察により、気になる児童生徒のケアを継続

②教科書等の給付

教科書：小学校 9 人、中学校 1 人、高等学校 1 人

学用品等：小学校 14 人、中学校 1 人、高等学校 3 人

③安心・安全な通学

○公共交通機関の運休や道路の復旧状況を考慮し、臨時バスなどの運行

- ・小野小学校の児童は戸山中学校での学校再開となったことから戸山中学校までの送迎を臨時バスにて行う。戸山中学校の生徒は路線バスの運休と自転車通学が難しいことから戸山中学校までの送迎を臨時バスにて行っていたが、平成30年1月に路線バスが復旧したことから、路線バスでの通学を再開した。また、通学路の安全が確保されていない箇所を通学する通学補助対象区域外の生徒への路線バス定期券の補助を行う。
- ・大明小中学校でJRや自転車で通学していた児童生徒については、JRが運行されていないことや、通学路の安全が確保されていないことからスクールバスによる送迎を実施。

④その他

- ・一時避難を経験した児童生徒：小学校310人、中学校132人
- ・臨時休業とした学校：小学校18校、中学校12校
- ・1学期終業式及び2学期始業式の繰上げをした学校：小学校1校、中学校1校

2 社会教育施設・文化財の復旧

(1)社会教育施設の復旧

○西有田公民館の復旧等

砂利敷きの第2駐車場の表土が浸水により流出したため、駐車場を舗装整備する。

○複合文化施設A O S Eの復旧

雨水排水口からの事務室内への浸水被害の復旧。

○財津町スポーツ広場の復旧

グラウンドへ流入した土砂・流木の撤去、倒壊したフェンスの復旧は、隣接する花月川護岸改良工事後に行うこととするが、護岸工事は当面、原形復旧のみであるため、再び被災しないよう改良工事実施に向けて地元とともに関係機関へ働き掛けを行っていく。

(2)文化財の復旧

①被災した国・県指定文化財の復旧

○国指定文化財 7 件

復旧済：草野家住宅、長福寺本堂、廣瀬淡窓旧宅、行徳家住宅、ガランドヤ古墳
豆田町伝統的建造物群保存地区水路

未復旧：小鹿田焼の里

○国登録文化財 4 件

復旧済：岩尾家住宅、山田家住宅、井上酒造

未復旧：井上家住宅（復旧方法等を検討中）

○県指定文化財 1 件

復旧済：石坂石畳道

○国重要無形文化財 1 件

復旧済：小鹿田焼土かけ窯、小鹿田焼の唐臼本体及び基礎部分

IV 社会資本等の復旧・復興

1 道路・河川等の復旧

(1) 応急復旧

【市管理】

① 道路

- ・全面通行止め 50 箇所 → 残り 4 箇所(平成 31 (2019) 年 3 月 31 日現在)

※現在孤立集落無し

- ・路肩の崩壊 土のう及び鉄板の設置
- ・法面崩壊 土砂排土及び幅員を確保するための法面掘削

②河川

小野、大鶴、夜明、東有田地区の準用及び普通河川、法定外水路等の復旧を実施

- ・護岸の崩壊 洗掘防止のため土のうを設置
- ・河川の閉塞 閉塞した河川のしゅんせつを実施し、河道確保

③砂防関係施設

- ・準用河川古田川(砂防河川) 閉塞した河川のしゅんせつを実施し、河道確保

【県管理】

①道路

- ・全面通行止め 26 箇所 → 0 箇所(全面通行止め箇所は平成 29 年 8 月 10 日までに解消)
- ・小野椰野地区の大規模な山腹崩壊により被災した県道宝珠山日田線は、2 段階に分けて応急復旧を実施

第 1 段階：乗用車程度が通行できるう回路

(市道椰野線を利用 平成 29 年 7 月 15 日から通行)

第 2 段階：工事用の大型車両も通行できる道路

(仮設道路の建設 平成 29 年 8 月 6 日から通行)

②河川

大肥川、鶴河内川、小野川、二串川、有田川の応急復旧を実施。

- ・護岸の崩壊 洗掘防止のため大型土のうを設置
- ・河川の閉塞 閉塞した河川のしゅんせつを実施し、河道確保
- ・小野椰野地区の小野川は、平成 30 (2018) 年の出水期までに堆積土砂を撤去し、河道確保

【国管理】

①河川

花月川の氾濫で被災した堤防や護岸の中で、緊急を要する3箇所の応急復旧を24時間体制により実施。

- ・光岡橋下流左岸 平成29年7月6日着手～7月14日完了
- ・渡里橋上流右岸 平成29年7月6日着手～7月11日完了
- ・清水町住吉右岸 平成29年7月6日着手～7月14日完了

(2)本復旧

【市管理】

○災害査定状況と復旧方針

- ・激甚災害（局激）の指定（平成29年8月8日閣議決定、8月10日公布・施行）

国の災害査定は平成29年8月末から平成30年1月まで実施され、確定の件数は203件で、決定額は30億を超える額となった。

災害査定状況

区分	査定決定件数	査定決定額
市道	85件	744百万円
河川	118件	2,297百万円
合計	203件	3,041百万円

災害復旧にあたっては、原形復旧を基本とし、再度被災しないようコンクリート製の擁壁等によって、強度や流下能力を高め、治水機能の強化・向上を目指した施設の整備を行う。なお、既設護岸を越流して被災した鱈川等では、原形復旧だけでは再び被災する恐れがあるため、被災水位や現地の状況を考慮し、原形復旧に加えた既存護岸の嵩上げ等の整備を行う。

国の災害採択基準に満たない箇所や地元関係者からの要望等がある箇所についても、被災防止に向け、現地の実状に応じた復旧対策を講じる。特に、県管理の鶴河内川、大肥川、小野川、有田川等の支流にあたる市管理の河川及び水路においては、人家や公共施設等に被害の恐れがある箇所や水の衝撃を受けやすい箇所等について、越流を防止する止水壁や河床の洗掘を防ぐ構造物等を設置し、市単独事業等により局部的な改良復旧を行う。

大分県が施工する道路や河川の復旧工事と合わせて、将来の安全性や利便性を考慮した市道の整備を進めるため、県道大鶴熊取線と市道夜明大鶴線との合流箇所の改良や、瀬部地区から白岩地区を結ぶ路線の新設、及び市道榎野線の改修を行う。

○工事発注の方針

道路や河川の本復旧工事については、国の災害査定が終了した箇所から優先順位の考え方に基づき発注を進め、早期の復旧復興に取り組む。

①道路

○次の条件から優先的に着手

- ・幹線道路
- ・迂回路のない生活道路（孤立の恐れがある箇所）
- ・地域に密着した生活道路及び法定外公共物(里道)

○主な復旧路線

- ・市道露木線(その他) 護岸工、橋梁改築
- ・市道夜明大鶴線(1級) 擁壁工
- ・市道石原田桐尾線(2級) 擁壁工

②河川

○次の条件から優先的に着手

- ・住民生活と密接に関係し、次の梅雨前までには復旧が必要な箇所
- ・近隣の家屋に被害が及ぶ箇所
- ・道路や農地に被害の恐れがある箇所
- ・法定外公共物(水路)
- ・再度被災した場合、下流域の家屋や道路及び農地等に被害の恐れがある箇所

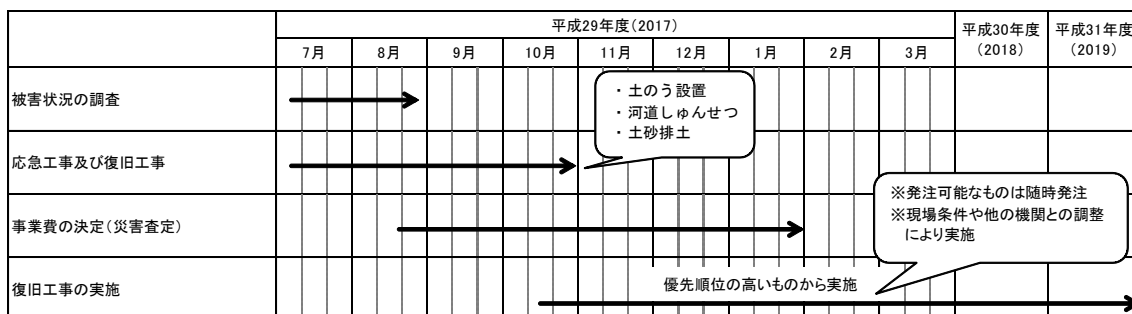
○主な復旧河川

- ・準用河川鱒川 護岸工
- ・準用河川片峰川 河道掘削、護岸工
- ・普通河川松山川 護岸工

③土砂災害の防止

土砂災害の恐れがある箇所については、地域の関係者からの情報等を収集し、現地の状況によっては、大分県に対してスリットダムや砂防施設等の整備に関する要望を行う。

市が管理する道路、河川の災害復旧までの復旧スケジュール



2年から3年を目標として復旧に努める。ただし、他の災害復旧と併せて事業等を進める場合は、この限りではない。

【県管理】

①道路

○災害査定状況

平成29年8月8日の第2次査定から平成29年10月27日までの第11次査定で、全ての災害査定が完了。(39件)

○小野柳野地区の県道宝珠山日田線は平成30(2018)年度から着工。

②河川

○災害査定状況

平成29年9月7日の第4次査定から平成29年11月17日までの第12次査定で、全ての災害査定が完了。(101件)

○甚大な被害を受けた大肥川、鶴河内川、小野川、有田川を緊急的・集中的に治水機能を強化する改良復旧工事に取り組む。

・大肥川 河川災害復旧等関連緊急事業

事業費：約50億円、事業内容：河道掘削、築堤、護岸工、橋梁改築等
事業延長：L=8.1km、事業期間：平成29(2017)年度～33(2021)年度

・鶴河内川 災害復旧助成事業

事業費：約18億円、事業内容：河道掘削、築堤、護岸工、橋梁改築等
事業延長：L=4.2km、事業期間：平成29(2017)年度～32(2020)年度

・小野川 河川災害関連事業

事業費：約11億円、事業内容：河道掘削、橋梁改築、流木捕捉工等
事業延長：L=2.6km、事業期間：平成29(2017)年度～31(2019)年度

・有田川 河川災害関連事業

事業費：約8億円、事業内容：河道掘削、護岸工、落差工等
事業延長：L=4.5km、事業期間：平成29(2017)年度～31(2019)年度

○来年度以降も計画的な河川整備を実施していくため、「筑後川水系日田圏域河川整備計画（平成 26 年 3 月策定）」の変更作業を進める。

- ・新たに、大肥川、鶴河内川、二串川、渡里川を整備計画の対象河川に加える。
- ・既に整備対象となっている有田川、小野川の整備区間を延長する。

○その他の被災した箇所については、原形復旧を基本に早期復旧に向け、順次、工事を進める。

③砂防

○災害査定状況

平成 29 年 9 月 12 日の第 5 次査定から平成 29 年 10 月 27 日までの第 11 次査定で、全ての災害査定が完了。(23 件)

○大規模な地すべりが発生した小野榔野地区では、災害関連緊急地すべり対策事業を実施。

事業費：約 13 億円、事業内容：集水井、アンカー工

事業期間：平成 30（2018）年度

④流木対策

○大分県において流木等対策協議会を設置して河川、砂防、治山等流域一体となった流木対策計画を策定した。

- ・国、県の公共造林事業への上乗せ補助などによる間伐等の適切な森林整備を推進するとともに、河川や溪流沿いの人工林については、大分県の森林環境税や市の単独事業を活用し林地崩壊や流木の発生を防ぐため、伐採により広葉樹の自然植生を回復する事業を推進する。(県、市事業)
- ・鶴河内川、小野川等において流木捕捉効果の高いスリットダムの新設や既設ダム改良等を実施するとともに、流木による橋梁閉塞を防ぐため、橋梁改築により橋脚の除去等を行う。(県事業)

○流木災害防止緊急治山対策プロジェクトに基づく対策

- ・緊急的、集中的に流木対策が必要な地区となっている市内 3 地区（小野地区）において流木捕捉式治山ダムの新設や危険木等の除去を行う。(県事業)

○大肥川の流木被害対策については、河川の上流域が県境をまたぐことから、下流域の流木被害を軽減するため、河川管理者の大分県を通じ取組を進めるよう働き掛ける。

【国管理】

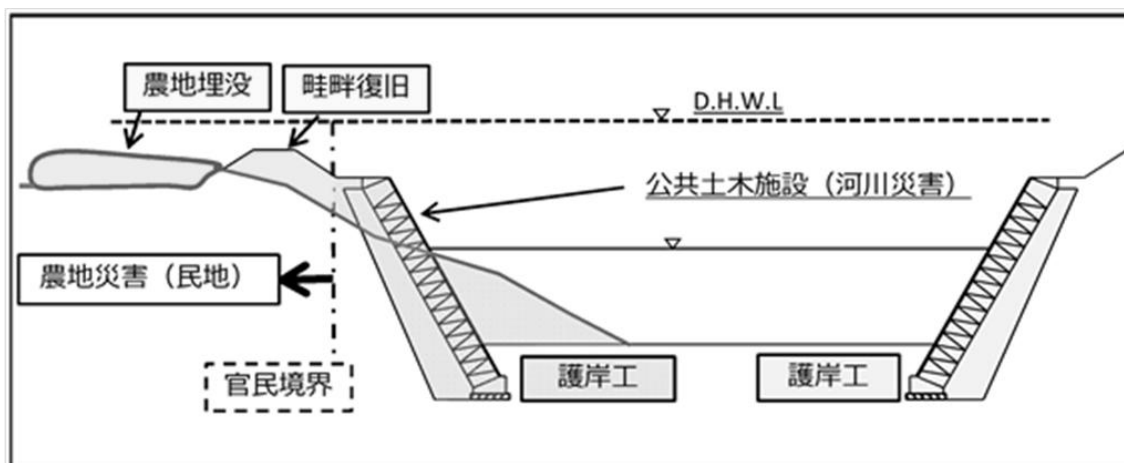
①河川

- 花月川では、平成 30（2018）年 2 月から被災した護岸等の復旧や河道掘削に着手。特に緊急を要する箇所については、平成 30（2018）年の出水期までに対策を完了させる。
- その他の被災した箇所については、原形復旧を基本に早期復旧に向け、順次、工事を進める。
- 平成 29 年 7 月の集中豪雨による出水では、「筑後川水系河川整備計画（平成 18 年 7 月策定）」に定める花月川の整備目標流量を上回り、外水・内水による被害が発生したため、整備計画の変更作業を進める。
 - ・花月川の整備目標流量を 1,100 m³/s から 1,200 m³/s に変更
 - ・花月川上流の洪水調節施設の整備に向けた検討を整備計画に位置付け
 - ・支川水位の低減に資する対策を整備計画に記述

(3) 道路・河川等公共土木施設と農地の災害復旧に係る事前協議及び調整

被災施設については、事前に二重採択防止等の協議を行い、併せて近接の地権者等を含めた、工法や施工範囲及び発注時期等を調整し、早期の工事着手に努める。

河川災害と農地災害の連携（イメージ）



(4) 砂防関係施設と治山施設の復旧工事に係る事前協議及び調整

砂防施設等に係る箇所において、市が管理する道路、河川及び法定外公共物等が隣接する復旧については、大分県と二重採択防止等の事前協議を実施し、円滑に事業が進むように県との連携強化に努める。

(5) 公共土木施設災害復旧事業の大分県への受託要望

市が行う公共土木施設災害復旧事業のうち、県と一体施工をすることが効果的な被災箇所や技術的難易度の高い公共土木施設災害を対象に大分県の受託を要望する。

受託要望箇所

管理者	路線・河川名	受託工事内容	県管理 河川名	事業費 (事務費含む)
日田市	市道小鶴線	夜明橋復旧工事	大肥川	51,203 千円
日田市	市道西嶽線	小園橋復旧工事	鶴河内川	18,454 千円
日田市	市道露木線	露木橋 4 号橋復旧工事	露木川	14,461 千円
日田市	準用河川 古田川	法面対策・閉塞土砂撤去・ 護岸復旧工事	古田川	313,507 千円
日田市	市道露木線①	兼用護岸復旧工事	露木川	23,727 千円
日田市	市道露木線②	兼用護岸復旧工事	露木川	15,406 千円
			計	436,758 千円

2 農地・農業用施設等の復旧

(1) 被害状況

区分	被害件数	被害額
農地	1,609 件	1,907 百万円
農業用施設	689 件	1,844 百万円
合計	2,298 件	3,751 百万円

(2) 災害復旧事業

① 国庫補助事業

○激甚災害（本激）の指定（平成 29 年 8 月 8 日閣議決定、8 月 10 日公布・施行）

国庫補助率の嵩上げ

農地：96.7%、農業用施設：99.2%

○平成 29 年 9 月 4 日から随時査定を受け、事業決定後、早期に工事着手

査定件数：400 件 1,134 工区（平成 29 年 12 月 28 日に査定終了）

②小災害の復旧事業（市単独事業）

○農地、農業用施設の災害復旧（小災害）に対する補助

農地、農業用施設の災害復旧経費のうち、緊急に対応が必要なもの（用水路の損壊、土砂やがれきの流入堆積等に対し、緊急に用水の確保等の応急復旧工事の実施や、河川からの直接取水を行うため貸出しポンプの活用など）や国の災害復旧事業の対象とならないものについて補助する。

対象者：被災農家

補助率：農地 70%、農業用施設 85%（対象事業費 10 万円以上 200 万円未満）

※小災害の復旧事業については、農地等小災害復旧事業債（対象工事費 13 万円以上 40 万円未満）を活用するため、国（大分財務事務所等）との協議により、申請書類の簡素化など柔軟な対応が可能となった。

(3)被災農地における大区画化、水田の畑地化等の生産基盤の強化に向けた取組（再掲）

大区画化により生産性向上が期待できる被災農地では、周辺の農地と一体的に行う基盤整備事業の実施とあわせて、水田の畑地化や新たな園芸リース団地の整備の検討を行い、生産基盤の強化に向けて関係者との協議を進める。その際、集落営農組織等へ農地を集積することで、経営の効率化や事業に伴う農家負担の軽減を図る。

大肥地区：県営経営体育成基盤整備事業

小野地区：中山間地域総合整備事業（日田地区 2 期）

(4)道路・河川等公共土木施設と農地の災害復旧工事に係る事前協議と調整

- ・工法や施工範囲及び発注時期等について、施設管理者と適時に協議を行い、公共土木工事と合わせ工事実施できるよう調整を図る。
- ・随意契約などを活用した迅速かつ効率的な事業実施が可能となるよう、施設管理者から道路・河川等の発注情報等を受ける。

(5)農地災害復旧のための表土の確保

農地の表土が流出しているため、復旧用の表土の確保に努める。

農地・農業用施設等の復旧までのスケジュール

	平成29年度(2017)									平成30年度 (2018)	平成31年度 (2019)
	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月		
被害状況の調査と災害報告	→										
応急工事	→	→									
事業費の決定(災害査定)			→	→	→	→	→	→			
災害復旧補助率の確定									→		
復旧工事の実施										→	→

仮設対応により、営農を継続できるものや緊急に復旧すれば、次の作付に間に合う箇所については、積極的に応急工事を活用

※早期の営農再開に資するものから順次実施
※河川工事等のインフラ整備と連携し、機能強化を図るものは関係者との連携のもと早期完成を図る

優先順位の高いものから実施

3 林地・林道等の復旧

(1) 大分県による林地等の復旧

① 災害復旧調査等

災害復旧に必要な調査・測量・設計

② 本復旧

○ 被害箇所数

49 箇所

※箇所数は、林地崩壊(作業道等)の合計

※主な被害箇所は、日田市小野地区、鶴河内地区、東有田地区等

○ 林地崩壊等の復旧

災害関連緊急治山事業を活用して、土留工等の 10 箇所の対策工事を平成 29 (2017) 年度中から着工する。(県事業)

小野地区(漆原、中ノ迫)

鶴河内地区(柳瀬、尾迫、東ノ上、東原、迫、ウスグイA、ウスグイB)

東有田地区(ゴリウ谷)

(2) 林道等の復旧

① 林道の復旧

○ 被害状況

	路線数	箇所数	被害延長	被害額
被害内容	40 路線	335 箇所	10,139m	618,190 千円

・被害路線名

地域名	路線数	国庫補助対象路線	市単独復旧対象路線
小 野	9 路線	中山幹線、中山支線、市木支線、釜ヶ瀬幹線、釜ヶ瀬支線、岳滅鬼線	市木幹線、皿山線、冷水線
大 鶴	11 路線	合楽線、下浦線、奥鰐線、山際線、本入線、古田線、中村線、中村支線、雄鹿線	牟田迫線、牟田迫支線
夜 明	8 路線	西山線	小湊線、小湊支線、板屋線、白岩線、釘原線、大北線、小鶴線
三 花	6 路線	花月幹線、花月支線、花月分線	小河内線、戸山線、伏木線
東 有 田	6 路線		三尾線、保用寺線、岩下線、片峰線、横畑藤ノ木線、岩美線
計	40 路線	19 路線	21 路線

○激甚災害(本激)の指定 (平成 29 年 8 月 8 日閣議決定、8 月 10 日公布・施行)

国庫補助率の嵩上げ

林道：奥地幹線林道 99.2%、その他の林道 96.0%

○国庫補助の対象となる林道の復旧

国庫補助対象事業の 19 路線は平成 29 年 10 月までに災害査定を完了しており、順次復旧工事に着手し、一部を除き平成 30 (2018) 年度中の完了を目指す。

○市単独事業となる林道の復旧

生活生業のために早期の復旧を必要とする路線及び比較的災害規模が小さい 21 路線については、平成 30 (2018) 年度中に復旧工事の完了を目指す。

②森林作業道等の復旧

○森林作業道等の復旧

既存公共事業や県単事業(作業道災害復旧)の補助率を上乗せして、森林作業道や鳥獣害防止施設の早期復旧を図る。

・公共造林事業で開設した路線

(復旧後 2 年以内に施業を実施する箇所)

補助率：90% (国 51%、県義務 17%、県上乗せ 7%、市上乗せ 15%)

・公共造林事業で設置した鳥獣害防止施設

補助率：95% (国 51%、県義務 17%、県上乗せ 7%、市上乗せ 20%)

- ・その他の基幹作業道等の既設作業道
(復旧後 5 年以内に施業を実施する路線又は補修により森林の拡大崩壊が防止される路線)

補助率：90% (県 33%、県上乗せ 12%、市 33%、市上乗せ 12%)

③ 林地及び林業用施設の復旧

○ 林地及び作業道等の復旧に対する支援

国、県の災害復旧事業の対象とならない小規模災害に区分された林地及び作業道等の復旧事業にかかる経費に対し、通常の補助率を嵩上げして助成する。

事業の主体：森林組合、作業道等管理組合、森林所有者等

補助率：(林地) 対象経費の 70% (上限 140 万円)

(林業用施設) 対象経費の 85% (上限 170 万円)

④ 小野地区治山堰堤取付水路整備事業

○ 土石流発生地域の水路改良復旧

小野地区漆原の治山堰堤 (ダム) からの土石流等により下流の家屋および農地に被害が出たことを受け、平成 24 年九州北部の災害復旧のために建設された治山堰堤の流末水路 (治山堰堤から市道下小竹下林線及び農地を横断し小野川までの水路) を改良復旧することで、住民が安心して安全に生活できる環境を整備。

(3) 災害に強い森林づくり

- ・ 国、県の公共造林事業への上乗せ補助などによる間伐等の適切な森林整備を推進するとともに、河川や溪流沿いの人工林については、森林環境税を活用し林地崩壊や流木の発生を防ぐため、伐採により広葉樹の自然植生を回復する事業を推進する。(再掲)
- ・ 特に被害が大きい北部地域の河川・溪流沿いを、平成 30 (2018) 年度から 32 (2020) 年度までの 3 か年で集中的に整備するため、県の事業と合わせて市の補助事業を実施する。

4 その他施設の復旧

(1) 観光施設の復旧

○ 小野川自然プールの復旧

- ・ プール内の堆積物の撤去
- ・ 護岸改修に合わせたプール等の改修

○ 小野民芸村の復旧

土砂の撤去、施設の修繕

(2) 多目的交流館の復旧

- 羽田多目的交流館の復旧
グラウンドの土砂撤去及びフェンスの復旧
- 小山多目的交流館の復旧
落雷により不具合が生じた火災受信機の復旧

(3) 防災行政無線の復旧

- ・上宮山中継局で落雷による障害が平成 29 年 7 月 31 日発生。
- ・非常用の仮設無線装置を市役所に設置することで仮復旧し、市内全域で放送可能。
- ・中継局の復旧工事及び避雷対策を、平成 30 (2018) 年の出水期までに実施予定。

(4) 水郷テレビの復旧

- ・平成 29 年 7 月 20 日までに 4 地区 (小野・大鶴・三花・東有田)、14 箇所が発生した光ケーブル断線等の応急復旧工事を終了し、水郷テレビの障害は解消。
- ・住宅が全壊等となった加入者宅については、住宅再建に合わせ申請に基づき個別対応。
- ・本復旧工事については、共架している九州電力等の電柱復旧工事に追従して随時実施する。

(5) 市有財産 (土地) の復旧

自治公民館用地及び農産物直売所用地として貸し付けている市有財産 (土地) の埋戻し、ブロック積、コンクリート擁壁、フェンス設置などの復旧。

(6) 自治公民館等の復旧

九州北部豪雨による自治会共有施設の被害状況 19 件

公民館建物 : 9 件 (床上浸水 8、屋根破損 1)

設備 : 4 件 (水道管破損 2、エアコン室外機破損 1、備品流失 1)

防犯灯 : 4 件 (防犯灯流失 3、防犯灯破損 1)

道路・広場 : 2 件 (土砂流入 1、道路崩壊 1)

	小野 地区	大鶴 地区	夜明 地区	東有田 地区	西有田 地区	光岡 地区	朝日 地区	合計
公民館	3	3	1			1	1	9
設備	1	1			1		1	4
防犯灯		2		1		1		4
広場	1						1	2

○自治会活動等推進事業補助制度

- ・火災・自然災害による地域共有施設の被害復旧等に要する経費に対して7割以内の補助を行う。

○原材料等の支給による自治公民館等の復旧や改修の支援

被災した自治公民館等の建替や修繕に対し、日田材又は日田家具と交換できるポイントを通常の補助内容を拡充し支給する。

- ・支給の内容：建替 最大45万円分の日田材又は日田家具ポイント
修繕 最大20万円分の日田材又は日田家具ポイント

(7)公園施設の復旧

- ・被災公園 11公園 13箇所
崩土除去 7公園（崩土除去完了）
災害復旧工事 6公園（復旧工事完了）

(8)市営住宅の復旧（土砂撤去）

城内団地、丸の内住宅、北友田住宅に流れ込んだ土砂を業者、市職員、入居者で撤去した。

5 公共交通の復旧

(1)被災と対応状況

①JR久大本線

○光岡駅～日田駅間のバスによる代行輸送の実施

花月川橋梁の流失により光岡駅～日田駅間が不通のため、JR九州がバスによる代行輸送を行う。

②JR日田彦山線

○添田駅～日田駅間のバスによる代行輸送の実施

橋桁の損傷や線路への土砂流入等により添田駅～夜明駅間が不通のため、JR九州がバスによる代行輸送を行う。

○大鶴地区における乗合デマンドタクシーの運行

大鶴地区～夜明駅まで対象エリアを広げ、代行輸送バスの時刻に合わせて乗合デマンドタクシーを運行する。

③日田バス小鹿田線

○日田バス小鹿田線の運行を再開する。

県道宝珠山日田線の通行止めに伴い、日田バス小鹿田線が運行停止となっているため、通行止めの解除に合わせて運行の再開を働きかける。なお、運行再開までの間、乗合デマンドタクシーを運行する。

(2)復旧に向けて

①JR久大本線

早期の運転再開に向けて、JR九州に対して働きかけを行う。

②JR日田彦山線

復旧の目途がたっていないため、沿線の自治体や大分県、福岡県とも連携し、JR九州に対して鉄道による早期復旧を働き掛ける。また、復旧するまでの間は、住民生活の利便性の低下を可能な限り抑制するため、乗り合いデマンドタクシーの運行を始めとして公共交通の確保に努める。

6 内水対策

①排水ポンプの配備（仮設）

梅雨期から台風襲来期まで排水ポンプを配備することで、内水氾濫による浸水被害の軽減を図る。

設置箇所：6箇所、機動用排水ポンプ1基（待機）

設置場所：平成30（2018）年度花月川兩岸

運用方法：業者委託し出水時に即応できる運用体制とする。

②雨水貯留施設の整備

雨水流出抑制対策として雨水貯留施設整備を行うことで、浸水被害の軽減を図る。

平成29（2017）年度 中城グラウンド

平成30（2018）年度以降 他の箇所について事業効果等を検討し整備

③日田市雨水対策基本計画の見直し

平成26年に策定した雨水対策基本計画について、有識者などで構成する雨水検討部会を設置し、見直しを行う。

V 復旧・復興に係る人的支援・財政対策

1 人的支援

(1) 人的支援（完了）

① 初期災害復旧に係る職員派遣

○ 県内の職員派遣（平成 29 年 7 月 6 日～8 月 7 日）

・ 大分県及び市町村相互間の災害時応援協定書に基づく職員派遣

県職員

業務内容	支援場所	職種	延べ応援 人数（人）
避難者の健康支援、一斉戸別訪問	避難所等	保健師	49
避難所の運営支援、聞き取り調査、 ペット状況調査等	避難所	事務等	97
ボランティアセンター運営支援	ボランティアセンター	事務	36
災害時公衆衛生対策業務 (DHEAT)	避難所、被災者の住宅 等	医師・保健師・獣医師	15
医療ニーズ・保健衛生状況把握の ためのリエゾン	自衛隊本部・日田玖珠 広域消防本部	事務	6
家屋に係る被害調査	被災箇所	建築・事務	16
農地・農業用施設に係る被害調査		農業土木	36
治山・林道に係る被害調査		林業	15
援農隊		農業等	82
計			352

県内市町村職員

業務内容	派遣市町村	職種	延べ応援 人数（人）
避難者の健康支援	大分市、別府市、臼杵市、豊後高田市、杵築市、宇佐市、由布市、国東市、日出町、九重町、玖珠町	保健師	33
家屋に係る被害調査	大分市、別府市、由布市、 姫島村、九重町、玖珠町	事務等	24
計			57

○その他の関係機関からの派遣

- ・県職員 情報連絡員 平成 29 年 7 月 5 日～7 月 17 日 延べ 34 人
- ・国土交通省職員 緊急災害対策派遣隊（TEC-FORCE）
平成 29 年 7 月 6 日～8 月 9 日 延べ 770 人・日
- ・国土交通省職員 災害対策現地情報連絡員（リエゾン）
平成 29 年 7 月 5 日～8 月 9 日 延べ 59 人・日

②復旧工事に係る職員派遣

- ・大分県及び市町村相互間の災害時応援協定書に基づく短期派遣
- ・地方自治法第 252 条の 17 に基づく中長期派遣

県職員

職種	業務内容	派遣期間	応援人数 (人/日)
農業土木	工法決定等の技術支援、査定設計書の作成支援・積算支援・チェック、査定現地支援、朱入れ設計書の作成支援、発注設計書作成支援	H29. 8. 28 ～H29. 11. 30	4
林業	工法決定等の技術支援、査定設計書の作成支援・積算支援・チェック、計画概要書の作成支援、査定現地支援、朱入れ設計書の作成支援、発注設計書作成支援	H29. 8. 16 ～H30. 3. 31	4
土木	工法決定等の技術支援、査定設計書の作成支援・積算支援・チェック、査定現地支援、朱入れ設計書の作成支援、発注設計書作成支援	H29. 8. 21 ～H29. 11. 17	3

県内市町村職員

職種	業務内容	派遣市町村	派遣期間	応援人数 (人/日)
農業土木	工法決定等の技術支援、査定設計書の作成支援・積算支援・チェック、査定現地支援、朱入れ設計書の作成支援、発注設計書作成支援	大分市、別府市、国東市、宇佐市、杵築市、津久見市、豊後高田市	H29. 9. 1 ～H29. 9. 30	4
			H29. 10. 1 ～H29. 11. 30	3
			H29. 12. 1 ～H29. 12. 31	4
土木	工法決定等の技術支援、査定設計書の作成支援・積算支援・チェック、査定現地支援、朱入れ設計書の作成支援、発注設計書作成支援	大分市、別府市、佐伯市、宇佐市、日出町、九重町	H29. 8. 21 ～H29. 10. 20	5

③ 県外応援職員の受け入れ

- ・「災害時における相互応援に関する協定」に基づく受け入れ（嚶鳴協議会）
- ・「災害時応援協定」に基づく受け入れ（菊池市）

県外市町村職員

職種	業務内容	派遣市町村	派遣期間	応援人数 (人/日)
農業土木	工法決定等の技術支援、査定設計書の作成支援・積算支援・チェック、査定現地支援、朱入れ設計書の作成支援、発注設計書作成支援	兵庫県養父市 (嚶鳴協議会会員)	H29. 8. 28 ～H29. 9. 27	4
			H29. 10. 2 ～H29. 10. 27	2
		熊本県菊池市	H29. 11. 20 ～H29. 12. 1	1
			H29. 12. 4 ～H29. 12. 8	2
			H29. 12. 11 ～H29. 12. 15	1

(2) 他自治体への積極的な職員派遣

今回の災害においては、発災直後の緊急対応や国の災害査定事務等の広範囲に及ぶ業務に対し、県内外の多くの自治体から職員の派遣をいただき、迅速な災害対応を図ることができた。

今後は、災害対応で培った経験を生かし、被災自治体への支援を行うため、広く他市等との応援協定を進めていくとともに、国・県・他市等からの派遣要請については人員調整を行い積極的な職員派遣を行っていく。

2 財政対策

(1) 財政対策

① 災害救助法の適用による財政負担の軽減

- ・救助対策に係る費用負担（全額日田市→日田市負担ゼロ）
国 1/2、県 1/2 ※ただし、対象経費の上限設定あり
- ・救助内容：避難所の設置、食料品・飲用水、被服、寝具、医療、住宅応急修理、障害物の除去等

②普通交付税の繰上げ交付による財源確保

851 百万円（平成 29 年 7 月 14 日交付、9 月交付予定額の一部を前倒し）

③激甚災害の指定による補助事業の補助率増嵩申請

平成 29 年 8 月 8 日閣議決定、8 月 10 日公布・施行

④国庫補助負担金・特別交付税等の要望

被災地域の財政負担軽減のため、国庫補助負担金や特別交付税を始めとした地方財政措置による十分な財政支援を、全国市長会や大分県を通じて国に要望する。

⑤農地等小災害復旧事業債の適用

大分県とともに国（大分財務事務所）へ協議し、農家個人が行う小規模な農地及び農業用施設の復旧事業への日田市補助金に対して、特例とし農地等小災害復旧事業債（対象工事費 13 万円以上 40 万円未満）が適用されることと併せて、申請書類の簡素化など柔軟な対応が可能となった。

⑥基金の活用等

本計画を実施するための財源については、国・県の補助、起債の充当などの他、市の財政調整基金を積極的に活用する。また、将来の災害発生に備え、復旧・復興関連事業に活用するための災害対策基金（当初積立額 3 億円、積立目標額 15 億円）を設置した。

VI 推進計画の期間と見直し及び進捗管理について

本計画の推進期間を平成 29（2017）年度から平成 33（2021）年度までの 5 年間とし、今後の復旧・復興状況に応じ、計画期間を含め、事業の見直しを随時行い、計画に反映するものとする。

進捗管理は、本計画の所管課である地方創生推進課に担当者を配置し、計画の推進及び進捗管理にあたる。

計画書の改訂：新たな取組の実施

進捗状況報告：年 2 回（9 月・3 月）

VII 今後の取組（再掲）

災害発生時から、速やかに応急対応や復旧・復興事業を行ってきましたが、今後も引き続き以下の取組を進めていきます。

I 被災者への支援

項 目	頁
1 暮らし・住宅再建の支援	1
(2)被災者の生活再建に向けた支援	3
②災害障害見舞金の支給	3
④災害援護資金貸付金利子補給	4
(3)被災住宅の再建に向けての支援	5
①被災者生活再建支援制度による支援金（国の制度）	5
②大分県災害被災者住宅再建支援制度による支援金(県の制度)	5
⑤原材料等の支給による住宅や店舗等の復旧支援	6
⑦浄化槽等に対する補助	6
(4)被災者の応急的な住宅などへの受入支援と継続的支援	7
①被災者への借上型応急仮設住宅（みなし仮設住宅）の提供	7
②被災者への借上型応急賃貸住宅（市独自制度）の提供	7
③被災者への市営住宅などの公共施設の提供	7
⑤三世代同居世帯リフォーム支援事業	8
(5)被災者への地域内移転等の支援	8
(6)水道施設の復旧	9
①応急復旧、本復旧	9
○小規模給水施設の復旧への支援（水道未普及地域整備補助事業）	9
(8)税金、使用料・手数料等の減免	9
⑩災害廃棄物処理手数料の免除	10
⑪その他使用料・手数料の減免	10
(9)義援金等の募集、配分	11
①義援金等の受付	11
②日田市災害義援金等配分委員会による配分	11

項 目		頁
	(10)次に備える防災体制の強化・見直し	11
	②自主防災組織の活動への支援	11
	③避難所配置計画の見直し	12
	④災害時応援協力協定等の強化	12
	⑤災害情報の新たな周知方法の検討	12
	⑥被災地域のコミュニティづくり	12
	⑦災害ボランティアのネットワークづくり	12
	⑧民間ボランティア団体等の活動支援	12
	⑨振興局設備の災害対策強化	12
2	医療・福祉・保健衛生	13
	(2)被災者の健康管理	13
	○被災地区の被災者への訪問	13
	○市営住宅など公共施設や、市が借り上げた賃貸住宅等への訪問	13
	○被災地区における健康教室の開催	13
	(5)災害に備えた支援体制の確立	14
	①高齢者等見守り支援	14
	②福祉避難所用備蓄物資等の配備	14
	④教育・保育施設の相互支援	15
	⑤指定避難所備蓄物等の整備	15

Ⅱ 農林業・商工業等への支援

項 目		頁
1	農林業の再建	16
	(1)農業者への再建支援	16
	③被災農家の負担軽減	17
	○農業施設等復旧支援事業	17
	○産直野菜増産ミニハウス等導入事業の拡充	18
	○新たな梨団地整備（リース団地）	18
	○園芸ハウスのリース団地化	18
	④被災農地における大区画化、水田の畑地化等の生産基盤の強化に向けた取組	18

項 目		頁
	⑤有害鳥獣侵入防止柵の復旧	18
	○侵入防止柵の再整備に要する資材費の助成（国の制度）	18
	○侵入防止柵の本復旧に要する資材費の助成（国の制度で採択されない復旧）	19
	⑦新たな直売所施設の整備	19
	⑧農業体験交流施設の整備	19
	(2) 林業者への再建支援	19
	②金融支援等	19
	③被災林業者・木材産業事業者及び特用林産物生産者の負担軽減	20
	○しいたけ等の生産施設の復旧・整備への助成	20
	○林業用機械の復旧・整備への助成	20
2	商工業の支援	21
	(2) 観光産業の復活への支援	21
	①情報発信	21
	②キャンペーン	22
	③誘客対策	22

Ⅲ 教育施設・文化財等の復旧・復興

項 目		頁
1	学校施設・教育の復旧・復興	23
	(2) 学校教育の対応	23
	小野小学校への対応	23
	(3) 被災した児童・生徒等への支援	23
	①心のケア	23
	③安心・安全な通学	24
2	社会教育施設・文化財の復旧	24
	(1) 社会教育施設の復旧	24
	○財津町スポーツ広場の復旧	24
	(2) 文化財の復旧	25
	①被災した国・県指定文化財の復旧	25

IV 社会資本等の復旧・復興

項 目	頁
1 道路・河川等の復旧	26
(2)本復旧	27
【市管理】【県管理】【国管理】	
道路	27
河川	～
土砂災害の防止	31
砂防	
(3)道路・河川等公共土木施設と農地の災害復旧に係る事前協議及び調整	31
(4)砂防関係施設と治山施設の復旧工事に係る事前協議及び調整	31
(5)公共土木施設災害復旧事業の大分県への受託要望	32
2 農地・農業用施設等の復旧	32
(2)災害復旧事業	32
①国庫補助事業	32
②小災害の復旧事業（市単独事業）	33
(4)道路・河川等公共土木施設と農地の災害復旧工事に係る事前協議と調整	33
(5)農地災害復旧のための表土の確保	33
3 林地・林道等の復旧	34
(1)大分県による林地等の復旧	34
②本復旧	34
(2)林道等の復旧	34
①林道の復旧	34
②森林作業道等の復旧	35
③林地及び林業用施設の復旧	36
④小野地区治山堰堤取付水路整備事業	36
(3)災害に強い森林づくり	36
4 その他施設の復旧	36
(4)水郷テレビの復旧	37
5 公共交通の復旧	38
(1)被災と対応状況	38
②J R日田彦山線	38
(2)復旧に向けて	39
②J R日田彦山線	39

項 目		頁
6	内水対策	39
	②雨水貯留施設の整備	39

V 復旧・復興に係る人的支援・財政対策

項 目		頁
2	財政対策	42
	(1)財政対策	42
	⑥基金の活用等	43

